

医療等分野の番号制度のこれまでの検討状況

マイナンバー制度でのマイナンバーの利用範囲について

○ マイナンバー制度は、行政機関等が保有する情報を情報連携の対象とし、社会保障・税・災害対策の分野で利用することとされている。

(※) 番号制度の創設時の検討過程（平成23年6月政府与党社会保障税番号大綱）では、医療情報は機微性が高いので、医療分野は、マイナンバーとは別の番号とする整理とされた。



○マイナンバーの利用範囲（番号法別表）「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

社会保障分野	年金	年金の資格取得・確認・給付に利用 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
	労働	雇用保険等の資格取得・確認・給付。ハローワーク等の事務に利用 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療等	保険料徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用 ○健康保険法、介護保険法等による保険給付、保険料の徴収に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 等
税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用	
災害対策	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用	
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用		

参考：マイナンバー制度の全体スケジュール

平成25年5月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	システム改修等の設計・構築
平成27年10月～	国民への <u>個人番号の通知</u> の開始
平成28年1月～	<u>個人番号の利用</u> の開始 <u>個人番号カードの交付</u> の開始 (個人の申請により市町村が交付)
平成29年7月目途～	<u>地方公共団体・医療保険者等の 情報連携</u> の開始

※ 日本年金機構については、①マイナンバーの利用の事務は、平成29年5月31日までで政令で定める日までの間は、②特定個人情報の照会及び提供（情報連携）の事務は、平成29年11月30日までで政令で定める日までの間は、行うことができない（平成27年番号法改正で規定）。

日本再興戦略 改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定)〈抜粋〉

①健康・医療分野におけるICT化に係る基盤整備

・医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において、医療分野における番号の必要性や具体的な利活用場面に関する検討を行い、年内に一定の結論を得る。

世界最先端 IT国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)〈抜粋〉

Ⅱ3 (1)利便性の高い電子行政サービスの提供

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大(略)等により、広く普及を図る。

安倍総理発言 平成26年6月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

2016年にスタートするマイナンバー制度を活用し、国民にITの利便を実感していただくことが必要であります。**健康保険証などのカード類を個人番号カードに一元化**し、カード一枚で身近なサービスを受けられる「ワンカード化」、電気・水道等の公共サービスの手続を一度にまとめて行える「ワンストップ化」を**2020年を目途に実現すること**とし、具体化に向けた作業を加速していただきたいと思います。

成長戦略進化のための今後の検討方針(平成27年1月29日産業競争力会議決定)〈抜粋〉

4(1) ④医療等分野における番号制度の活用に向けた検討

「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会中間まとめ」を踏まえ、まずは、医療保険のオンライン資格確認のできるだけ早期の導入を目指し、検討を進める。

また、医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方について、オンライン資格確認で実現されるインフラの活用も含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性の両面が確保された情報連携の仕組みを検討する。

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会

○ 医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方、具体的な利用場面、マイナンバー制度のインフラの活用の考え方等について検討を行う。平成26年5月から7回にわたり議論を行い、同年12月に中間的にとりまとめを行った。

	飯山 幸雄	国民健康保険中央会常務理事	◎：座長 ○：座長代理
	石井 信芳	社会保険診療報酬支払基金専務理事	
	石川 広己	日本医師会常任理事	
	大道 道大	日本病院会副会長	
	大山 永昭	東京工業大学像情報工学研究所教授	
	伊奈川 秀和	全国健康保険協会理事	
◎	金子 郁容	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授【座長】	
	小泉 政幸	日本歯科医師会常務理事	
	佐藤 慶浩	株式会社日本HPチーフ・プライバシー・オフィサー	
	霜鳥 一彦	健康保険組合連合会理事	
	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授	
	田尻 泰典	日本薬剤師会常務理事	
	馬袋 秀男	『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会特別理事	
	樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	南 砂	読売新聞東京本社調査研究本部長	
	森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所長	
	山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長	
○	山本 隆一	東京大学大学院医学系研究科特任准教授	

1. 医療等分野での番号（電磁的符号を含む）による情報連携のあり方

- 医療等分野の個人情報、患者と医療・介護従事者が信頼関係に基づき共有しており、病歴や服薬の履歴、健診の結果など、第三者には知られたくない情報がある。利用について本人同意を得るとともに、患者個人の特定や目的外で使用されないよう、機微性に配慮した個人情報保護の措置を講じる必要がある。
- 医療等分野の情報連携のあり方については、以下のような意見があった。
 - ・ 本人の同意のもとで希望する患者が番号を持つ仕組みとし、共有する病歴の範囲について患者の選択を認め、患者が共有して欲しくない病歴は共有させない仕組みを検討する必要がある
 - ・ 患者に必要なサービスを提供する際の同意のあり方など、本人同意やプライバシーールールのあり方の検討が必要

2. 番号制度のインフラとの関係

- 番号法では、目的規定（第1条）で、行政機関等が行政運営の効率化等のためマイナンバーを用いるとしており、医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない。他方、行政機関や保険者はマイナンバーと紐づけて資格情報等を管理するので、安全で効率的な情報連携を行うため、行政機関や保険者ではマイナンバーを用いる必要がある。
- 医療等分野で用いる番号（電磁的符号を含む）は、重複しない番号を交付するため、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みとする必要がある。
- マイナンバーとは別に「見える番号」を発行するのはコストがかかる。「見えない番号（電磁的な符号）」のほうが、安全性を確保しつつ二重投資を避ける観点から、望ましい。

3. 医療等分野の情報連携の具体的な利用場面等

- 「医療機関・介護事業者等の連携」や「健康・医療の研究分野」等で、医療等分野での番号（電磁的符号を含む）を用いた情報連携の仕組みが必要。行政機関と保険者は資格情報等をマイナンバーで管理するので、「保険者間の資格異動時の健診データの連携」と「予防接種歴の自治体間の連携」で、これらの情報の連携にマイナンバーを用いることを検討。
- 医療保険のオンライン資格確認は、既存のインフラも活用しつつ、資格情報とマイナンバーを紐づける番号制度のインフラを活用し、できるだけコストがかからない安全で効率的な仕組みについて、保険者・保険医療機関等の関係者との協議を通じて検討する。個人番号カードを用いる場合、ICチップをカードリーダーで読み取る、表面のみが見えるカードケースの利用など、マイナンバーが視認されない仕組みを検討する。
- 医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方については、オンライン資格確認で実現されるインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性の両面が確保された仕組みを検討する。

医療等分野での番号の活用に関する議論の全体像（中間まとめ）（平成26年12月10日）

医療等分野での番号(電磁的符号を含む)※を用いた情報連携 ※マイナンバーに限定しない

医療機関・介護事業者等の連携

(地域レベル、複数地域間での連携)

- ・ 病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用
- ・ 救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認
- ・ 医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

本人への健康医療情報の提供・活用 (ポータルサービス)

健康・医療の研究分野 (コホート研究、大規模な分析)

※いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

医療保険のオンラインでの資格確認

※保険者はマイナンバーで資格情報を管理するので、資格確認手続きのうち保険者でマイナンバーを活用

保険者間の健診データの連携

資格異動時での特定健診など健診データの連携

予防接種の履歴管理

市町村での接種歴の管理、本人への通知等

※いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

※全国がん登録への活用は突合事務等の実務的な課題を検討

医療等分野の個人情報の特性を考慮し、オンライン資格確認のインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性が確保された仕組みを検討

現行の番号法の枠組みの中で、行政機関・保険者がマイナンバーを用いることについて検討

- ・ 行政機関・保険者は住所情報や保険資格情報を個人番号で管理
- ・ 社会保障・行政サービスの向上・効率化に資する

【番号制度のインフラとの関係】

- ・ 現行の番号法の枠組み(目的規定)は、行政機関等がマイナンバーを用いると規定。医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない
- ・ 番号制度では、保険者が資格情報をマイナンバーと紐づけて管理。保険者が資格情報を用いる場合など、安全で効率的な情報連携とするため、番号制度のインフラの活用も必要
- ・ マイナンバーとは別に見える番号を発行するのはコストがかかる。電磁的な符号のほうが、安全性の確保と二重投資を避ける観点から望ましい
- ・ 番号・符号が重複しないよう、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みが必要
- ・ 医療情報の第三者提供は本人同意が前提。個人ごとに情報の提供範囲が異なるので、一律な情報照会と回答が難しい

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

○番号法の目的(法第1条)

- ・ 行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号を活用して、効率的な情報の管理と利用、他の行政事務を行う者との間で迅速な情報の授受ができるようにする
- ・ これにより、①行政運営の効率化と行政分野での公正な給付と負担の確保、②手続きの簡素化など国民の利便性の向上が得られるようにする

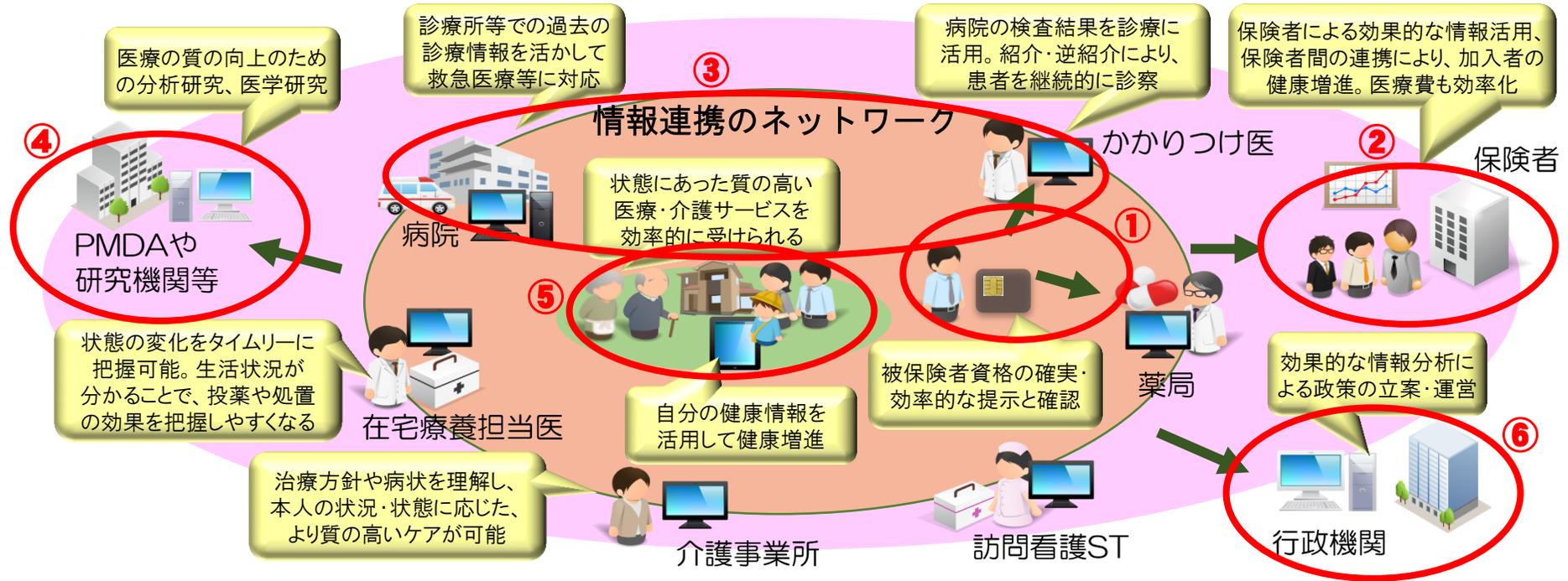
○利用範囲(法別表)

- ・ 医療保険・年金の給付、保険料の徴収
- ・ 雇用保険等の資格取得・確認、給付
- ・ 生活保護、児童扶養手当等の福祉分野 等

医療等分野での番号による情報連携が想定される利用場面（ユースケース）

（※）医療等分野での番号（電磁的な符号を含む）を用いた情報連携

（中間まとめ参考資料）



① 医療保険のオンライン資格確認

受診時の被保険者資格の提示と確認を、オンラインで确实・効率的に行う。公的医療サービスの公正な利用の確保、請求支払事務の支援・効率化にも資する。

② 保険者間の健診データの連携 （資格異動時の健診データの活用等）

保険者が、加入者の健診データを効果的に活用。加入者の健康増進につなげる。質の高い医療資源の有効な活用につながり、医療費も適正化される。

③ 医療機関・介護事業者等の連携 （地域レベル、複数地域間での連携）

病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用、患者を継続的に診察。救急医療で、他医療機関での過去の診療情報を確認、適切な救急医療を提供。医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

④ 健康・医療の研究分野 （コホート研究、大規模な分析）

レセプトNDB（処方データベース）の活用。コホート研究（追跡研究）、大規模な分析研究を推進。その成果を医療の質の向上につなげる。行政はデータ分析の結果を政策の立案・運営に活用

⑤ 健康医療分野のポータルサービス （医療健康履歴の確認、予防接種の案内）

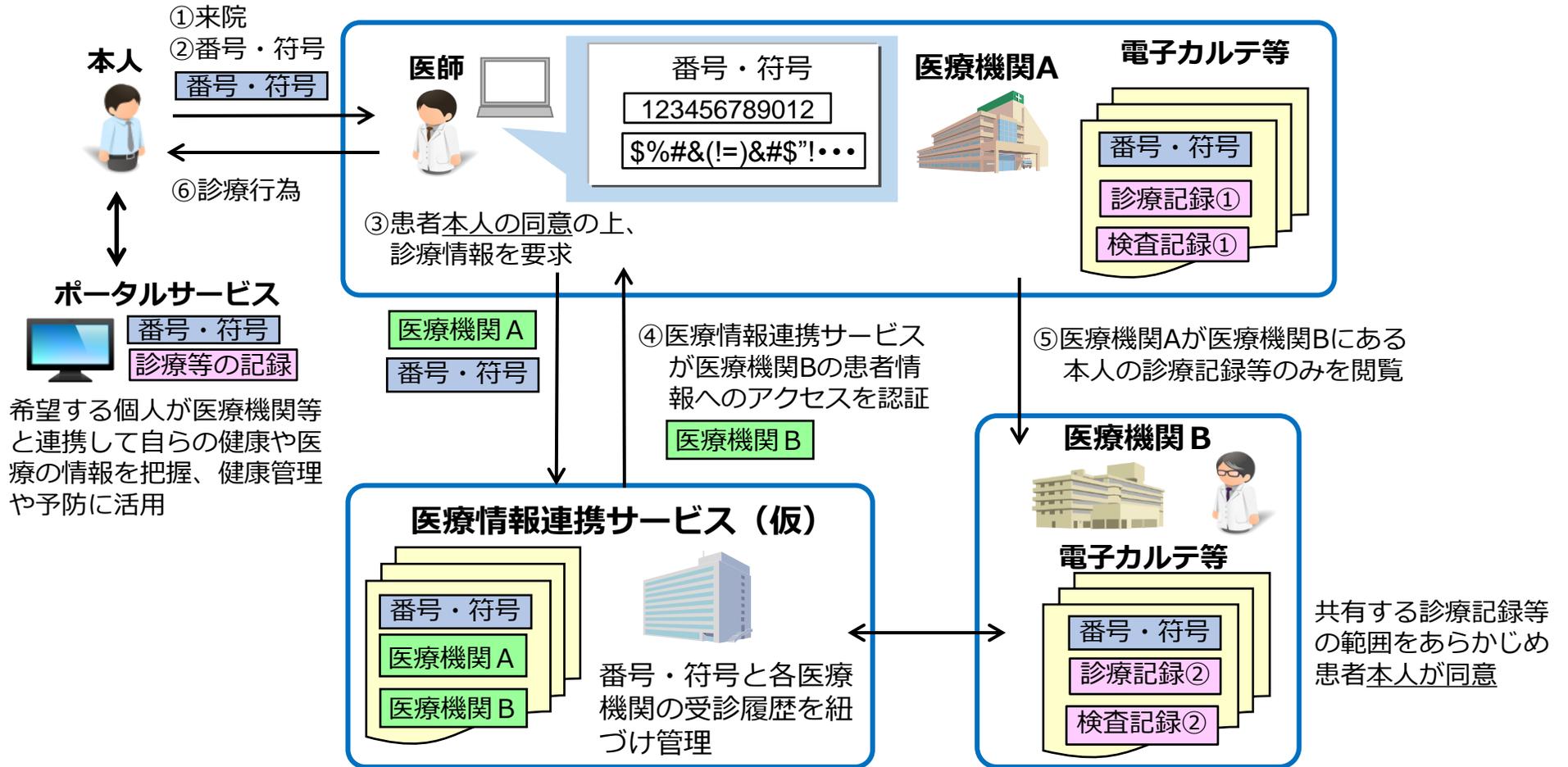
国民が自ら健康・医療の履歴や記録を確認できる仕組み（PHR）を整備、健康増進に活用。予防接種等の履歴の確認やプッシュ型の案内が可能になる。

⑥ 全国がん登録

がんの罹患、診療、転帰等の状況をできるだけ正確に把握・調査研究に活用。成果を国民に還元

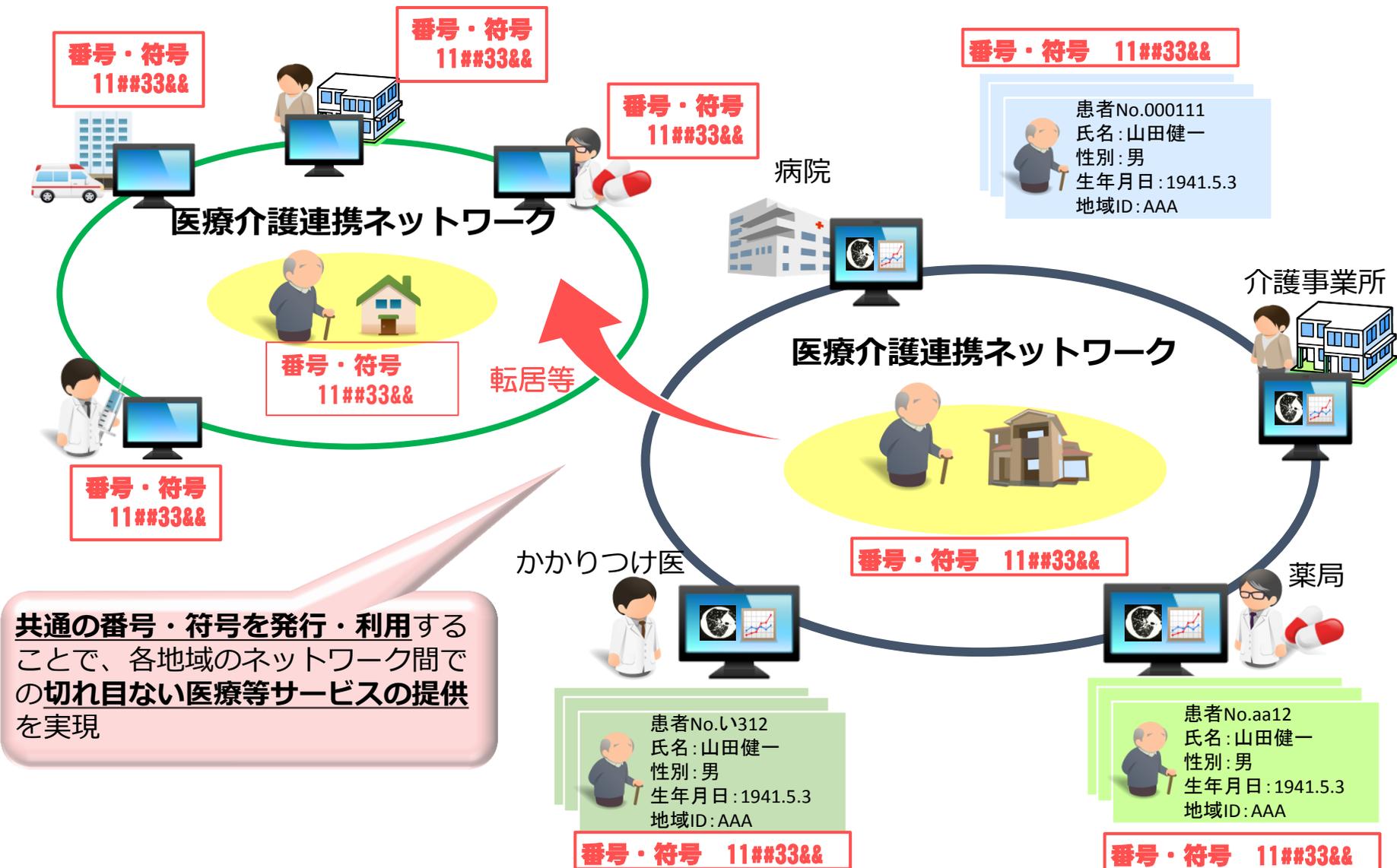
医療機関等の連携の利用場面での番号の活用（イメージ） （中間まとめ参考資料）

- 患者への適切な医療を行うため、患者の同意のもとで、他の医療機関での診療記録等を共有することは、現在でも行われているが、医療等分野の番号（電磁的な符号を含む）を活用することで、本人の同意のもとでの安全で効率的な情報連携の仕組みが考えられる。
- 希望する個人が医療機関等と連携して、自らの健康や医療の情報を把握し、健康管理や予防に活用する仕組みも考えられる（ポータルサービス）。



地域ごとの医療介護ネットワーク間での番号の活用（イメージ）（中間まとめ参考資料）

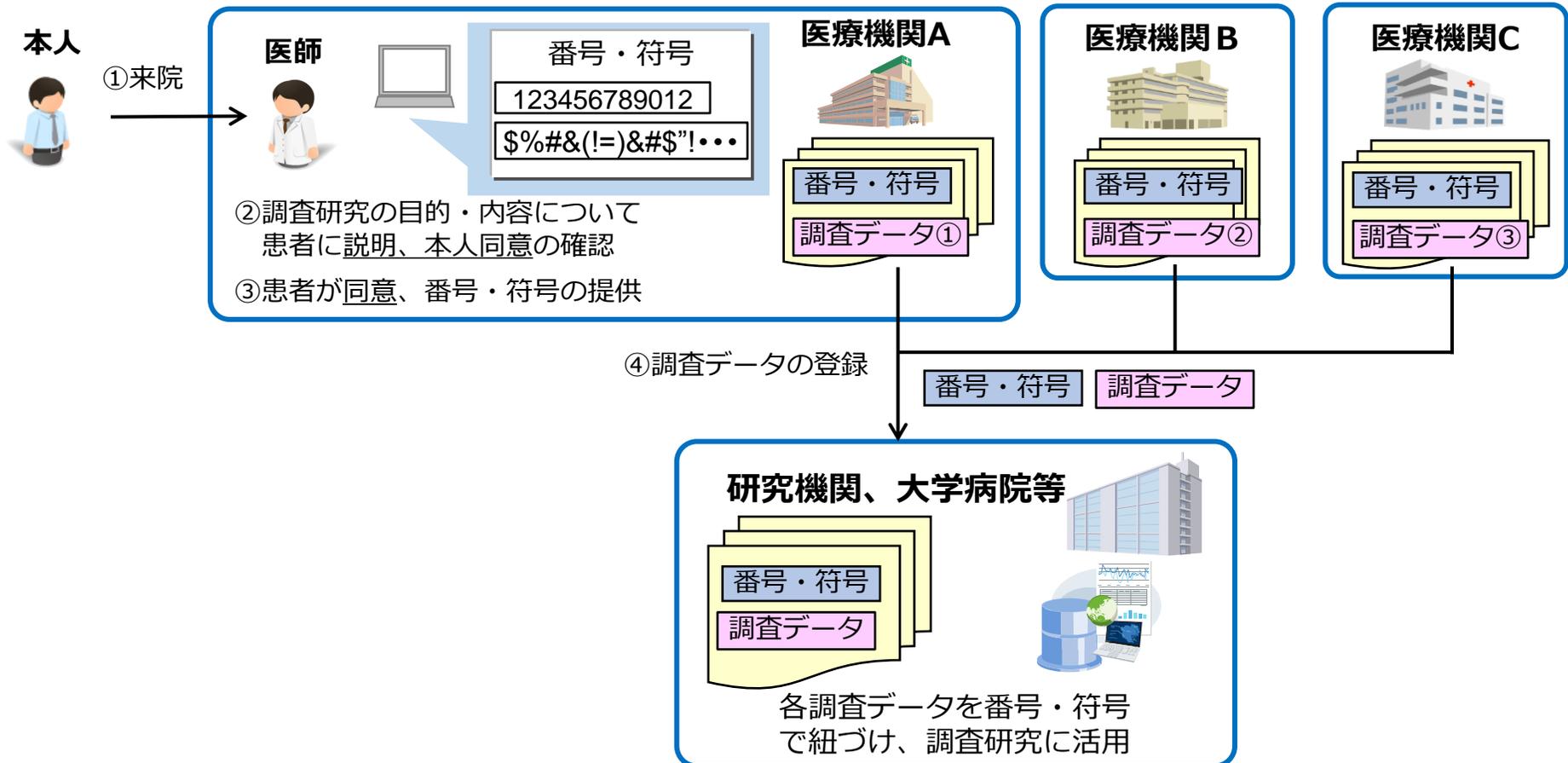
- 各地域レベルでは、医療機関、介護施設等が加入する情報連携のネットワークの取組が進められている。複数の地域のネットワーク間で共通の番号・符号を活用することにより、地域のネットワーク間での連携の取組を推進できる。



健康・医療の研究分野での番号の活用（イメージ）

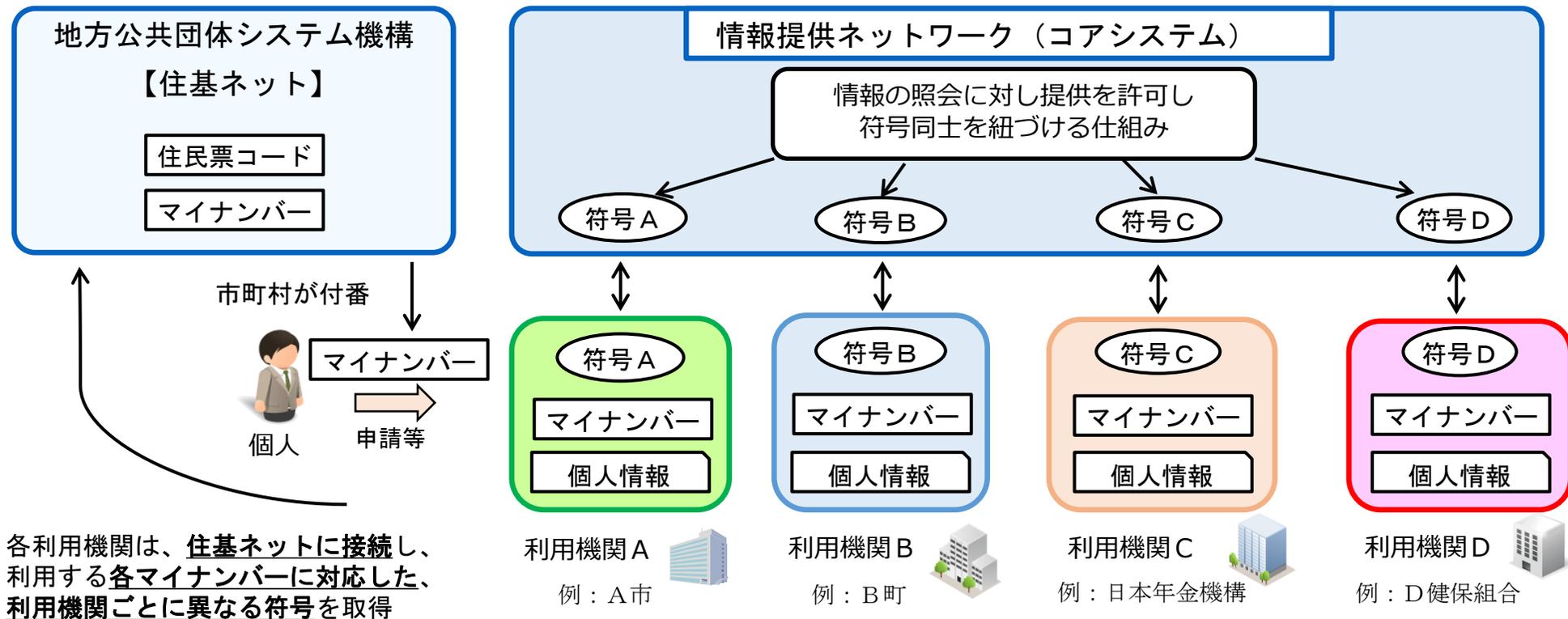
（中間まとめ参考資料）

- 臨床現場と医学研究は密接に関連している。医療等分野の番号（電磁的な符号を含む）を用いることで、研究活用への患者本人の同意のもとで、同一の患者群についての長期間にわたる追跡研究や、複数の医療機関等のデータを集積した大規模なデータ分析など、データの収集や突合を効率的に行うことが可能になる。



番号制度のインフラによる情報連携の仕組み (中間まとめ参考資料)

- 番号制度のインフラでは、番号の利用機関同士の情報連携（情報照会と情報提供）を行う場合、マイナンバーを直接用いず、各機関ごとにマイナンバーに対応して振り出された機関別符号を利用する。これにより、マイナンバーで芋づる式に情報が漏えいすることを防止する仕組みとしている。



各利用機関は、住基ネットに接続し、利用する各マイナンバーに対応した、利用機関ごとに異なる符号を取得

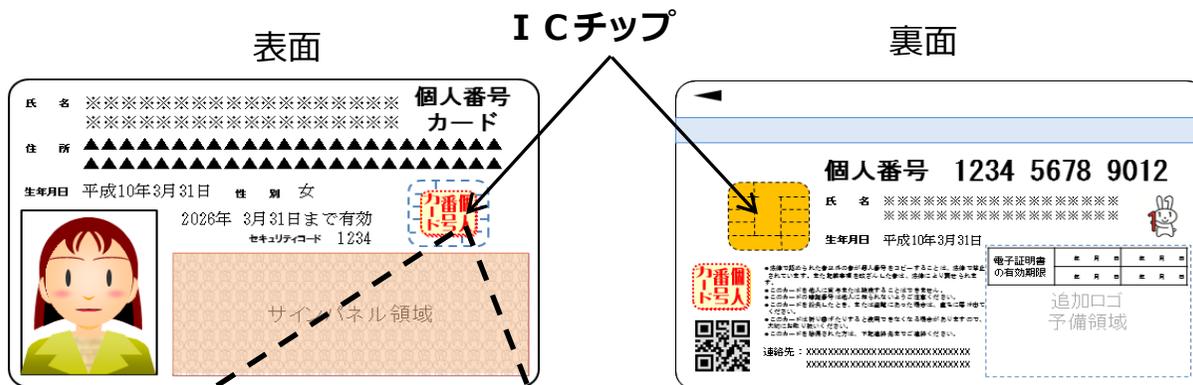
資格確認のための保険者との情報連携（資格情報の照会と取得）

- 保険医療機関・保険薬局（約23.3万施設）がそれぞれ住基ネットに接続して機関別符号を取得し、情報提供ネットワークに接続するのは、各医療機関の負担や制度全体でも大きなコストがかかり、実務上の課題がある。

各保険医療機関、保険薬局（約23.3万施設）



個人番号カードの機能と期待される活用方法



マイナンバーは個人番号カードの裏面に記載

定められた利用目的以外でのマイナンバーの書き写し等は不正利用であり、法律で禁止されている

マイナンバー（カード裏面の12桁の番号）ではなくICチップの領域を活用した方法

公的個人認証

電子証明書

公的個人認証の活用例

- ・ e-taxなどインターネットの行政手続きでの本人確認
- ・ インターネットでの預金口座の開設等
- ・ マイ・ポータルの本人確認（番号制度で検討）

独自利用領域に
カードアプリケーションを搭載

カードアプリケーション

現在の住基カードでの活用例（条例を制定）

- ・ 住民票、印鑑証明書、税証明書等の交付サービス（事業者と協定して、コンビニでの交付も実現）
- ・ 図書館の利用カード
- ・ 商店街のポイントサービス（長浜市）

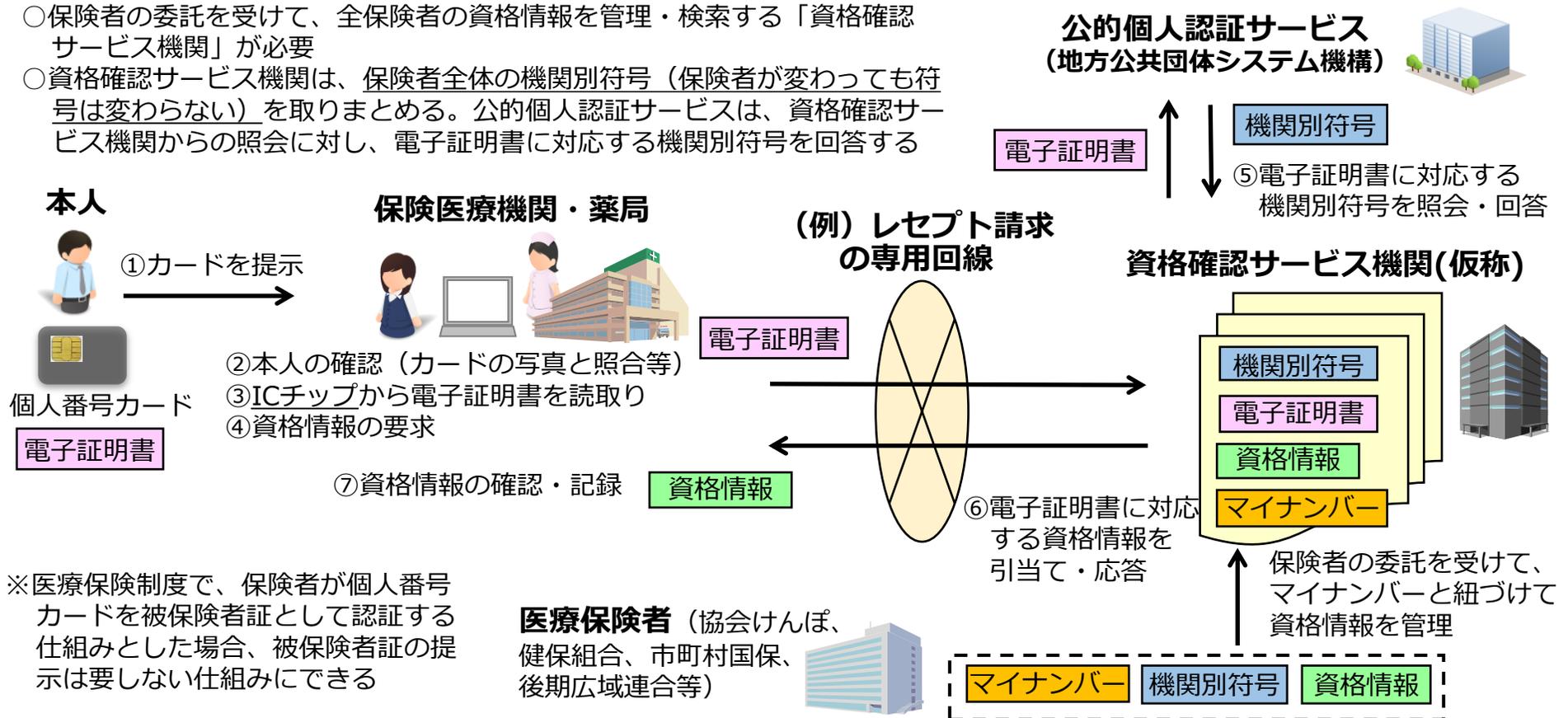
※ ICチップに搭載するカードアプリケーションは、独自サービスの提供に必要な情報を登録し、それぞれのサービスに専用に利用される。他のサービスからの利用・参照ができないなど、セキュリティも配慮されている。

医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ） （中間まとめ参考資料）

（※）**公的個人認証の仕組み**を活用した検討案。導入コストや運営コストを含め、保険者・関係機関との調整が必要

○ 公的個人認証の仕組みを活用して、保険医療機関等は、個人番号カードから電子証明書を読み取り、資格確認サービス機関（仮称）に資格情報の照会・確認を行う。保険医療機関等では番号・符号を用いない。

- 保険者の委託を受けて、全保険者の資格情報を管理・検索する「資格確認サービス機関」が必要
- 資格確認サービス機関は、保険者全体の機関別符号（保険者が変わっても符号は変わらない）を取りまとめる。公的個人認証サービスは、資格確認サービス機関からの照会に対し、電子証明書に対応する機関別符号を回答する



※医療保険制度で、保険者が個人番号カードを被保険者証として認証する仕組みとした場合、被保険者証の提示は要しない仕組みにできる

【資格確認の主な流れ】

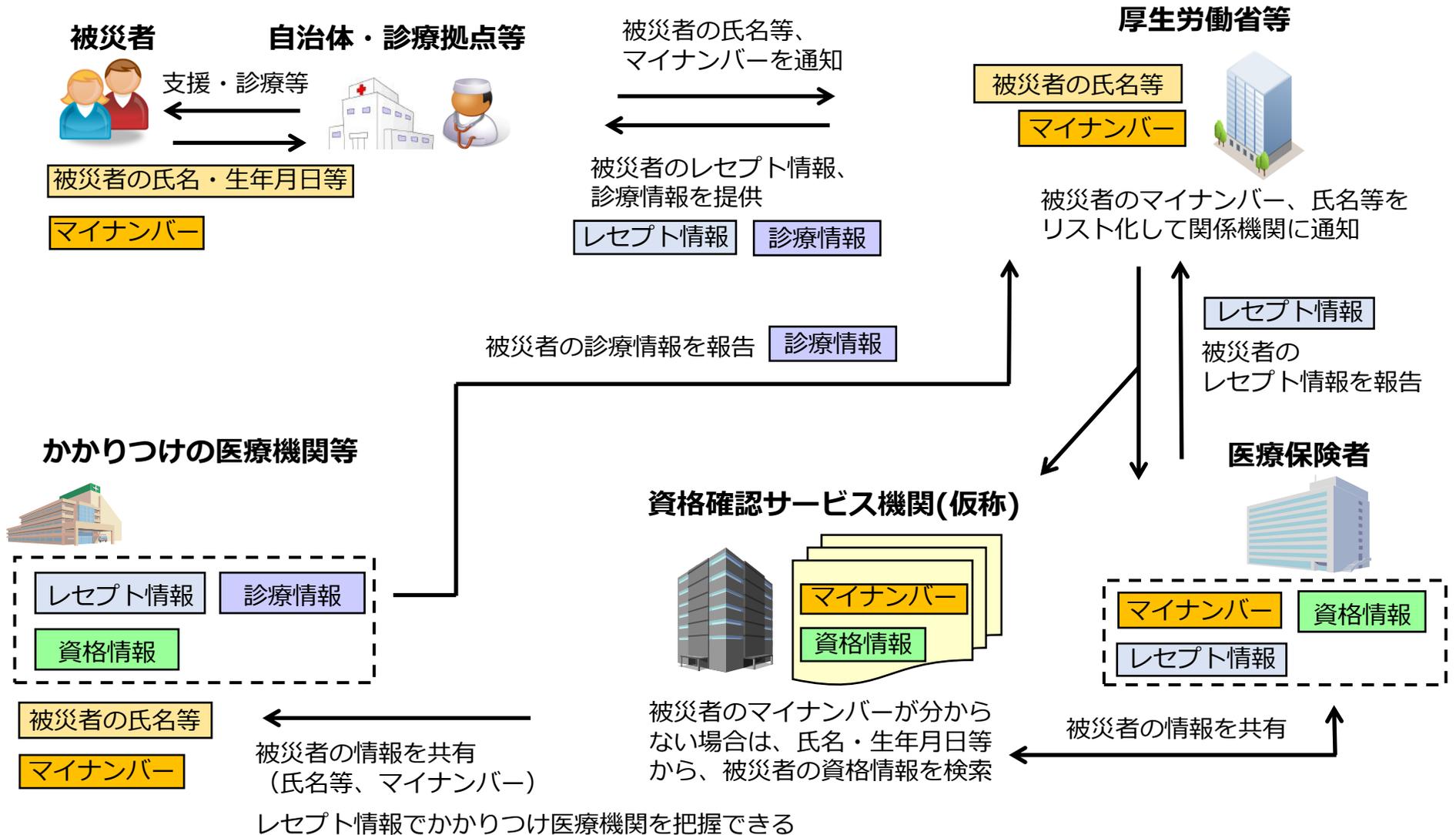
- ①：被保険者は、保険医療機関・薬局に受診する際、個人番号カードを提示する
- ②～④：保険医療機関・薬局は、本人の確認をして、職員等がICチップから電子証明書を読み取り、「資格確認サービス機関(仮)」に対し、電子証明書に対応する医療保険の資格情報を要求する
- ⑤～⑦：「資格確認サービス機関(仮)」は、公的個人認証サービスに電子証明書に対応する機関別符号を照会。回答された機関別符号を用いて、電子証明書に対応する資格情報を引き当てて、保険医療機関等に通知する。

大規模な災害時での対応（イメージ）

（中間まとめ参考資料）

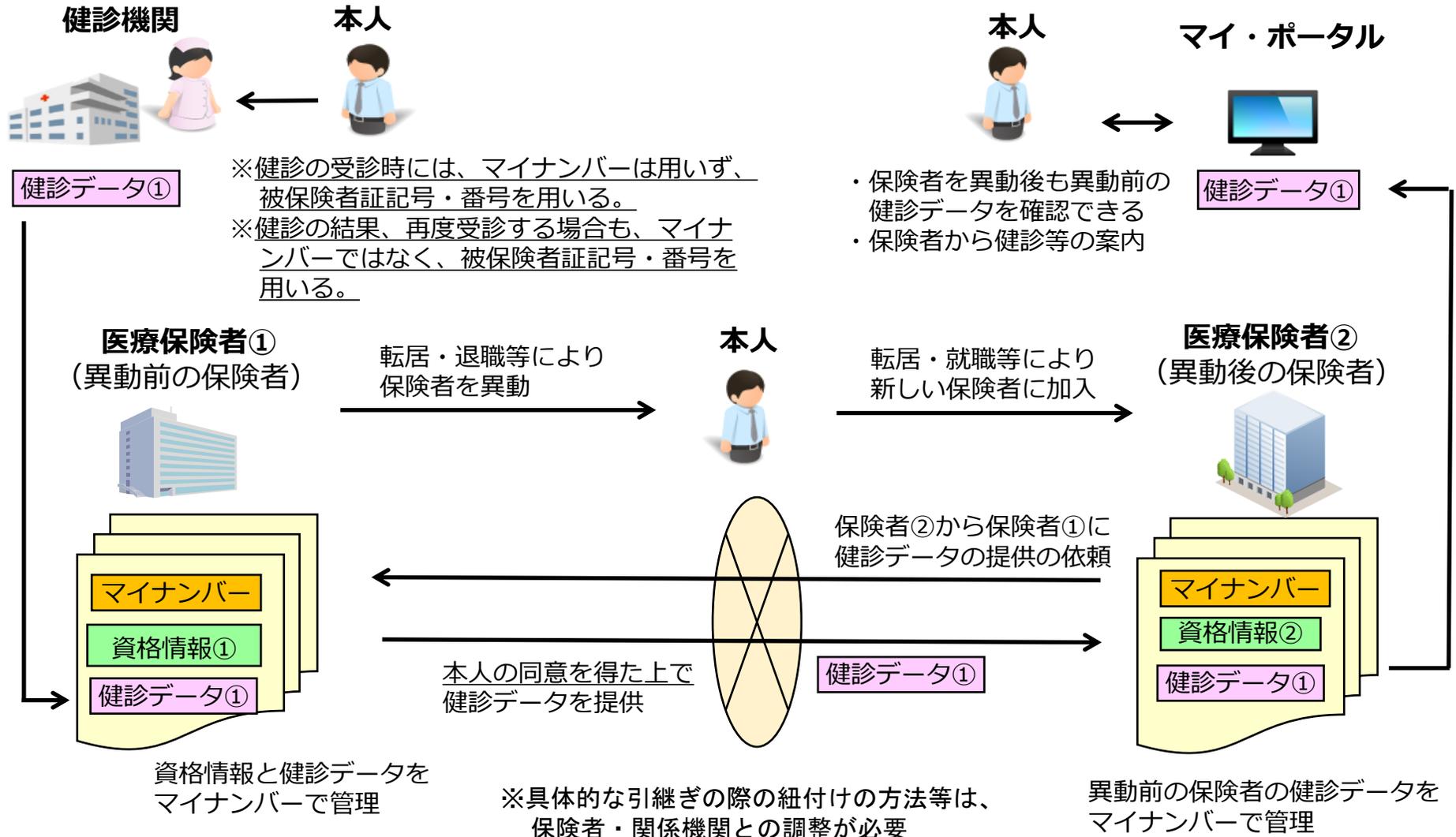
○ 大規模な災害時では、関係行政機関等で、被災者の氏名等によりマイナンバーを確認し、マイナンバーと紐づけてレセプト情報や診療情報を、現場の医療従事者等に伝え、被災者への支援を行う。

（※）現行の番号法では、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報の提供が認められている。



保険者間での健診データの連携・活用（イメージ） （中間まとめ参考資料）

- 保険者が、加入者の資格情報と特定健診等の健診データをマイナンバーで紐づけて管理する。保険者を異動しても、特定健診等の保健事業の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことで、効果的な保健事業の実施が可能になり、加入者の健康増進の取組にもつながる。
- 健診データは個人情報であり、現行制度と同様、本人同意を確保した情報連携の仕組みとする必要がある。



中間まとめ後：法改正等の状況

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

(※)平成27年9月3日成立、9月9日公布

個人情報保護法

個人情報保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、**特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等**

個人情報保護法の改正のポイント

1. 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・要配慮個人情報（仮称、いわゆる機微情報）に関する規定の整備

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報（仮称）に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

6. その他改正事項

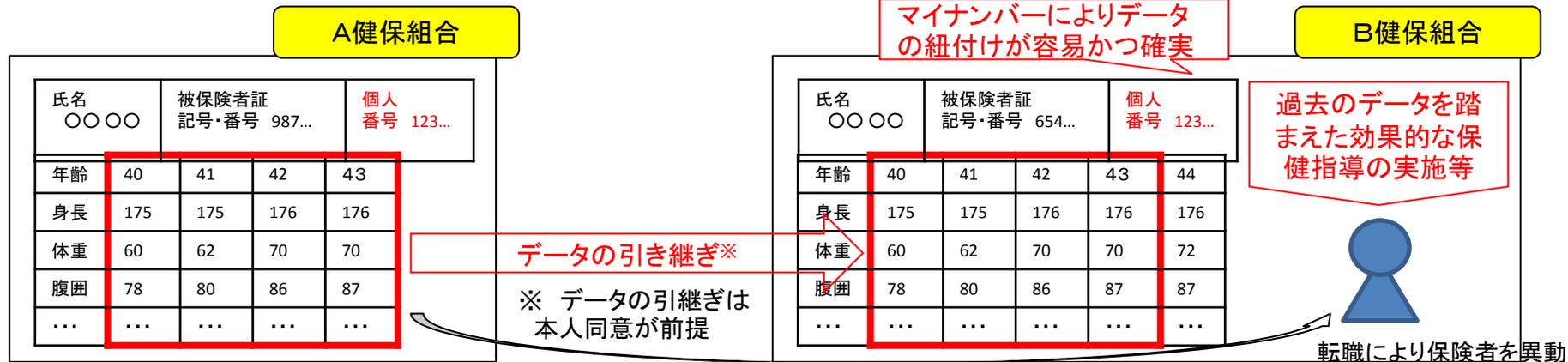
- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

以下について、マイナンバー法改正に盛り込んでいる。

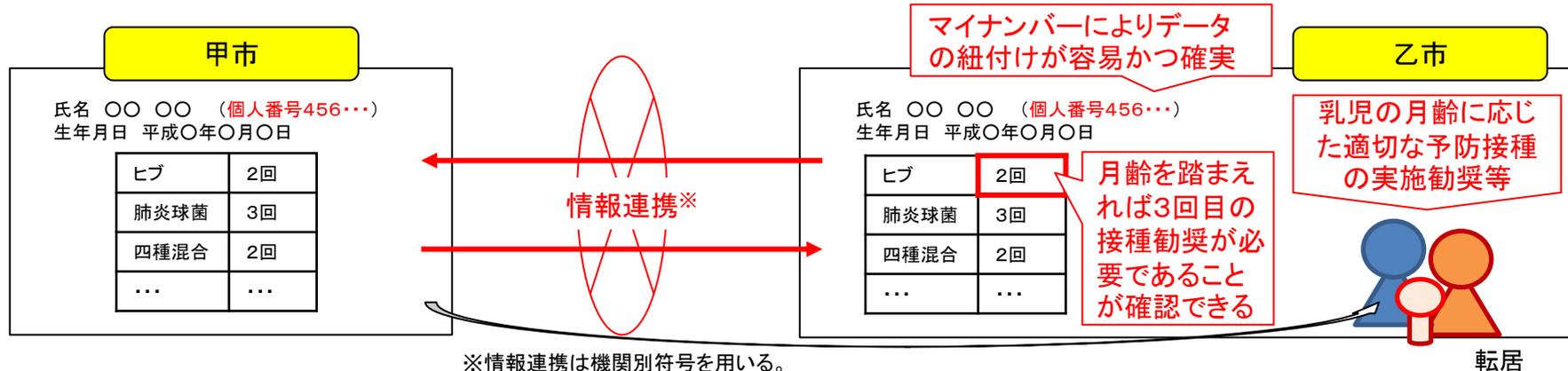
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



保険者事務の支払基金・国保連への共同委託の法的整備（平成27年国民健康保険法等改正）

○ 個人番号制度の施行に伴い、保険者は住基ネットに接続して符号を取得し、情報提供ネットワークへの接続が必要。

→ 保険者が個別に接続するとコスト大

※ 被保険者が異動するつど住基ネットに接続して符号を取得し、保険者ごとに住基接続の固定費や体制確保が必要。

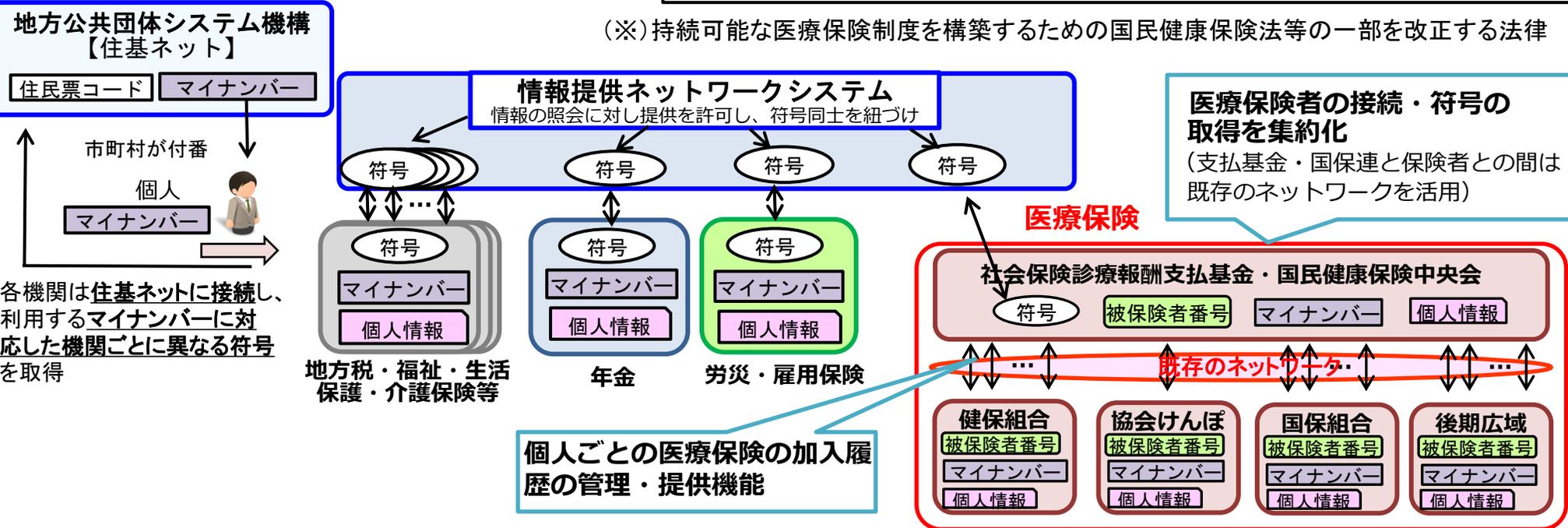
○ 支払基金と国保連が保険者の委託を受け、住基ネットと情報提供ネットワークに一元的に接続し、保険者の負担を軽減。

○ あわせて、医療保険の加入履歴の管理・提供機能により、保険者間での情報連携を効率化。

※ 国保の資格取得申請時の資格証明書の添付省略等

→ 保険者が保険給付、保険料徴収等に関する情報の収集、利用等に関する事務を支払基金又は国保連に共同して委託できることとする等の法律改正を行う（平成27年5月成立・公布。平成28年4月施行）

(※)持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

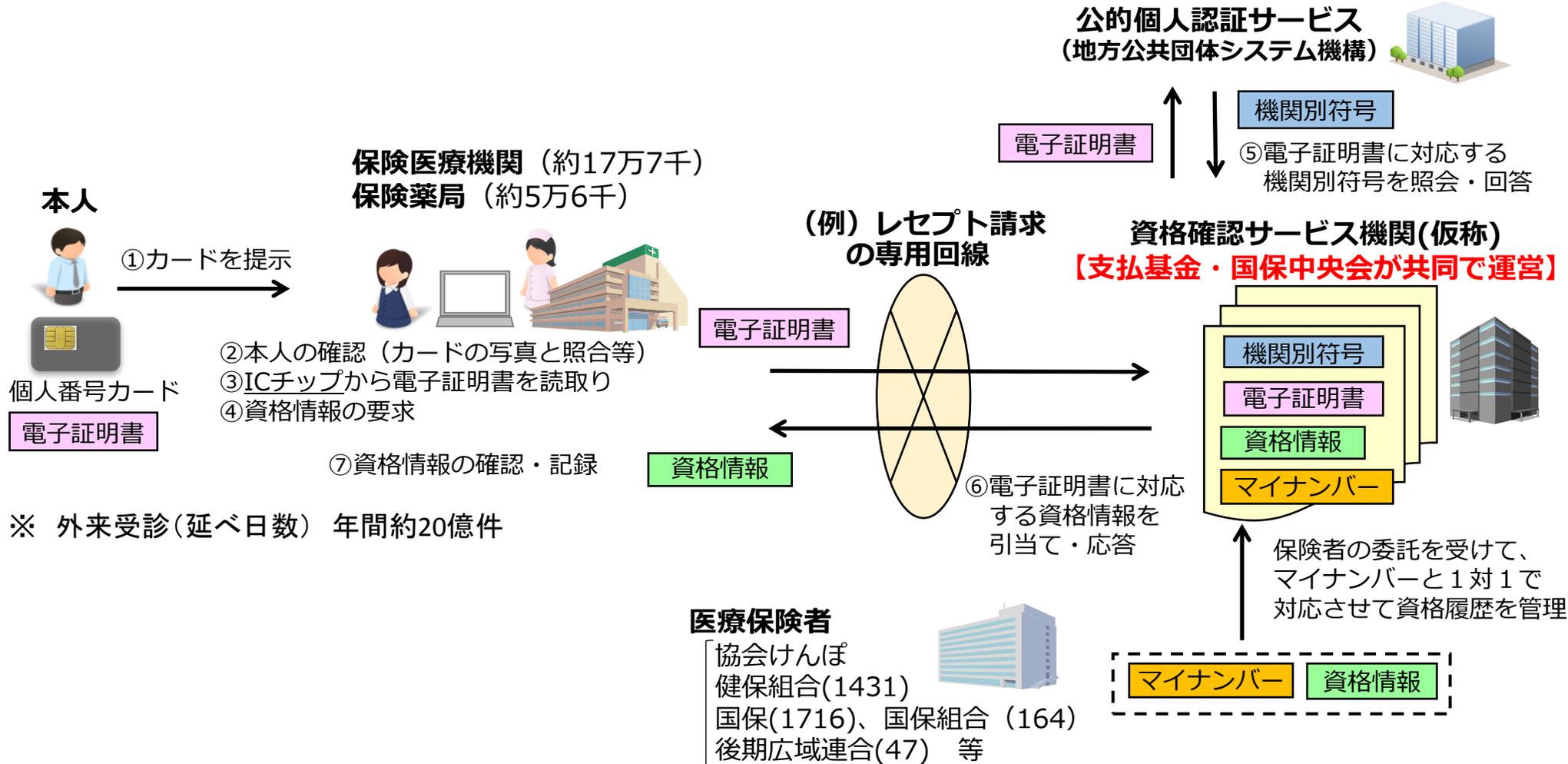


※情報ネットワークとの接続(符号取得)は便宜上、支払基金が行う

※被保険者番号は、被保険者証記号・番号が個人毎に付与されている場合は記号・番号を、世帯毎等で同一の場合は記号・番号に枝番等を付番して利用。

医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

- 公的個人認証の仕組みを活用して、保険医療機関等は、個人番号カードから電子証明書を読み取り、資格確認サービス機関（仮称）に資格情報の照会・確認を行う。
- 医療保険制度で、保険者が個人番号カードを被保険者証として認証する仕組みとした場合、被保険者証の提示は要しない仕組みにできる。

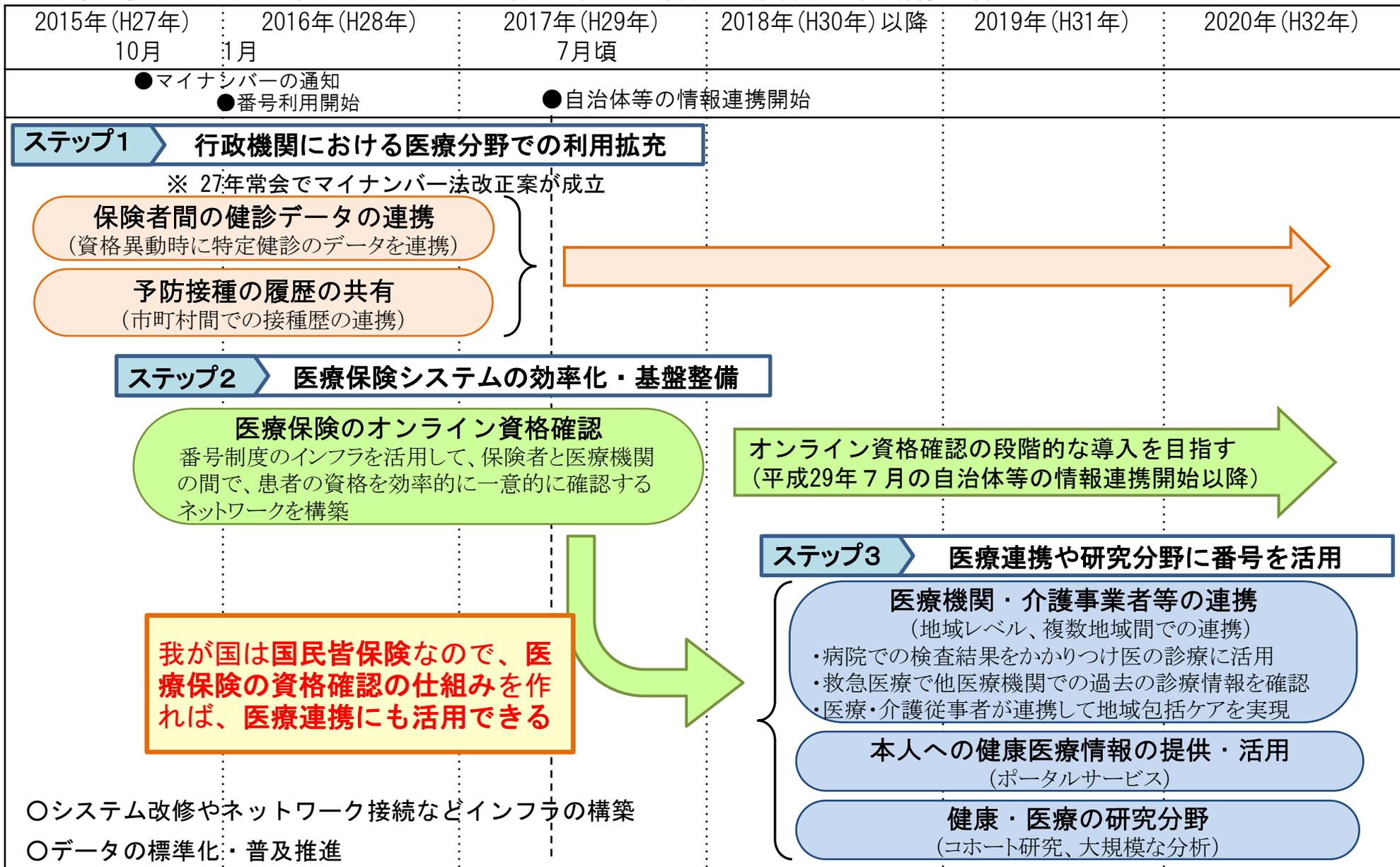


医療等分野における番号の活用（イメージ）

○マイナンバー法※は、マイナンバーを行政機関が行政事務に用いることを前提

○医療等分野での番号の活用については、マイナンバー制度のインフラをうまく活用して、民間で利用しやすいものとする必要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）



日本再興戦略 改訂2015－未来への投資・生産性革命－(平成27年6月30日閣議決定)＜抜粋＞

総論 II 2 ローカル・アベノミクスの推進 ii)医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

○ 医療等分野における番号制度の導入

- ・ セキュリティの徹底的な確保を図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用し、医療等分野における番号制度を導入する。
【2018年から段階的運用開始、2020年までに本格運用】
- ・ 地域の医療機関間の情報連携や、研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールを検討する。【本年末までに一定の結論を得る】

二 戦略市場創造プラン テーマ1:国民の「健康寿命の延伸」 (3)新たに講ずべき具体的施策

②医療・介護等分野におけるICT化の徹底

・ マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入

公的個人認証や個人番号カードなどマイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入することとし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力に推進する。具体的にはまず、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、医療機関の窓口において個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とし、医療等分野の情報連携の共通基盤を構築する。

また、地域の医療情報連携や研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールについて検討を行い、本年末までに一定の結論を得て、2018年度からオンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始し、2020年までに本格運用を目指す。

安倍総理発言 平成27年5月29日産業競争力会議課題別会合

今年の10月から始まるマイナンバーを活用して、社会生活の隅々まで変革をします。このマイナンバーの利用範囲を税、社会保障から、今後、戸籍、パスポート、証券分野までの拡大を目指して、一気に電子化を進めます。

特に、医療分野について、『2020年までの5か年集中取組期間』を設定します。全国の病院や薬局で、マイナンバー・カード1枚を提示するだけで、健康保険の確認や煩雑な書類記入がなくなるようにいたします。また、薬局ごとに作っているお薬手帳も、電子化することによって一本化します。

2020年には大規模病院での電子カルテの普及率を9割以上に引き上げます。地域の大病院、診療所、介護施設をネットワーク化することで、患者は、重複検査や重複投薬から解放され、一貫した医療介護サービスを受けることが可能となります。

参考資料 1

(医療等分野の I C T 化の推進関係)

医療等分野のICT化推進のポイント

患者に提供するサービスの質の向上

病院や診療所の連携を推進

研究開発の推進

医療の効率化の推進

ICTの効果を最大限に発揮

2020年までに実現するICTインフラ

POINT 1 医療連携や医学研究に利用可能な**番号の導入** (マイナンバー制度のインフラを活用)

POINT 2 医療機関のデータの**デジタル化** + 地域の医療機関間の**ネットワーク化**

POINT 3 **医療データの利用拡大**のための基盤整備

POINT 1

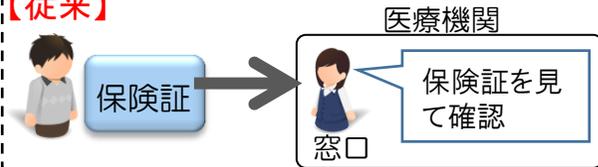
医療連携や医学研究に利用可能な番号の導入

- ① 個人番号カードに健康保険証の機能を持たせる【2017年7月以降(※)できるだけ早期】
→ 医療機関等の事務の効率化に資する。
- ② 医療連携や研究に利用可能な番号の導入
【2018年度から段階的運用開始、2020年の本格運用を目指す】
→ 医療機関や研究機関での患者データの共有や追跡が効率的に実施でき、医療連携や研究が推進される。

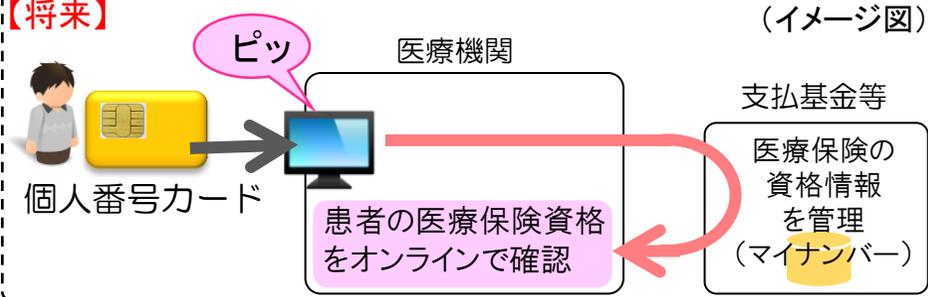
① 個人番号カードに健康保険証機能を付与

- 個人番号カードで、医療機関の窓口での医療保険資格の確認ができる仕組みを構築する。(オンライン資格確認)

【従来】



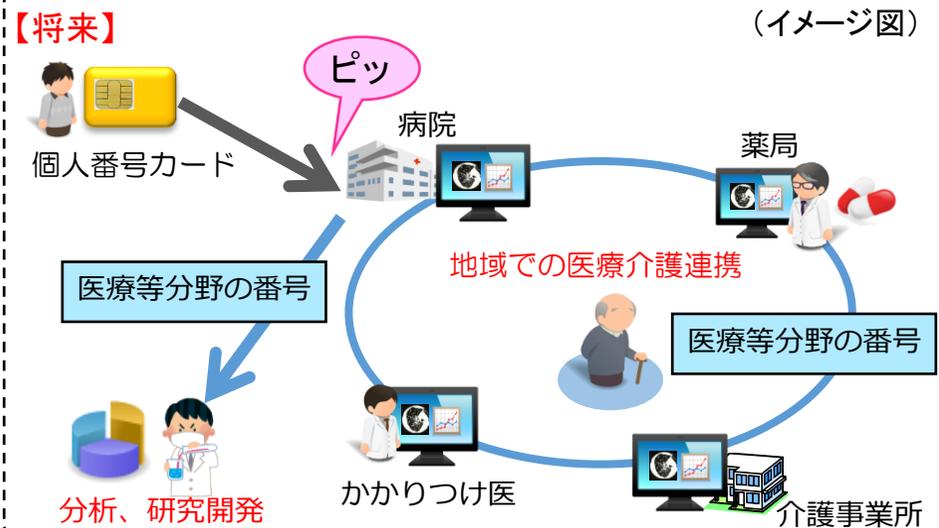
【将来】



② 医療連携や研究に利用可能な番号の導入

- 病院、診療所間の患者情報の共有や、医学研究でのデータ管理などに利用可能な番号を検討、導入【制度設計について2015年中に検討・一定の結論】

【将来】



※2017年7月から、マイナンバー制度による、医療保険者や自治体間の情報連携が開始される予定。

マイナンバー制度のインフラを活用

POINT 2

医療機関のデータのデジタル化 + 地域の医療機関間のネットワーク化

① 医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開 【2018年度まで】

(全ての二次医療圏が地域の実情に応じて医療情報連携ネットワークを活用できる基盤を整備)

→ 医療機関や介護事業者等での効率的な情報共有が可能となる。

② 医療機関のデータのデジタル化として電子カルテを導入している一般病院(400床以上)の拡大

【2011年度 57% → 2017年度 80% → 2020年度 90%】

→ 医療の質の向上、医療機関等の経営の効率化に資する。

※高度急性期、急性期病院は100%を目指す

現 状

地域の医療機関や介護事業者がICTを利用して患者情報を共有するネットワークが各地で構築されている。(2015年5月現在で約200)



例) さどひまわりネット(佐渡島)
治療や調剤の情報を病院、診療所、介護施設で連携

例) あじさいネット(長崎県)
県を広くカバーする連携

今後の取組

① 地域医療介護総合確保基金の活用

地域医療構想の実現に向けた、病床の機能分化・連携のための地域医療連携ネットワークの構築については、基金の活用が可能。

② 医療情報連携ネットワーク構築支援サービス(仮称)

地域の医療事情に応じた医療情報連携ネットワークを構築・運営するために必要な情報を厚労省から一元的に発信し、医療機関等をサポート。(2015年度～)

③ 電子版お薬手帳の活用推進

患者自身が服薬情報をいつでも、どこでも見ることができ、薬局薬剤師等から適切な服薬指導等を受けられるよう、電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討を行う。(2015年度)

POINT 3

医療データの利用拡大のための基盤整備

- ① 電子カルテデータの**標準化の環境整備**【2020年度までに実施】
→ 異なる医療機関からのデータの集積、比較分析、データの共有が効率化し、研究開発等が推進される。
- ② 医療情報の**各種データベース事業の拡充・相互利用**
【2015年度からさらなる研究事業等を実施・2020年度を目標に利用拡大のための基盤を整備】
→ 医療に関する様々なデータの集積や、多様な分析が推進され、医療の質の向上、コスト・経営の効率化、研究開発の推進等に資する。

ナショナルデータベース

全国規模で**レセプト・特定健診データ**を蓄積。受療行動の傾向を把握し、医療費適正化計画の策定等に利用(レセプト約92億5,000万件(2015年4月時点))

今後の拡充

大学等に限られていた集計データ提供を2016年度から民間に拡大

DPCデータ

全国規模の急性期病院の入院に関する**レセプトデータ等**。診療行為や投薬の実施傾向を把握可能。(1,500病院、1,000万件(2012年度))

DPCデータベースを2016年度中に構築。民間提供等の拡大を図る

各種疾患データベース

例)ナショナルクリニカルデータベース(NCD)
手術症例に関する実績等を登録、分析する外科系学会の取組(手術情報400万件(2013年度末時点))

各種の疾患データベースについて対象の拡大等を図る

国立病院機構 IT事業

電子カルテデータが利用しやすくなるよう標準化を推進。(20~30病院(2015年度目標))

・実施病院について順次拡充
・経営の効率化や研究への活用等を進める

医療情報データベース

PMDAで、協力医療機関の**検査結果や電子カルテデータ**を分析し、医薬品等の安全対策を実施。(現在試行期間中)

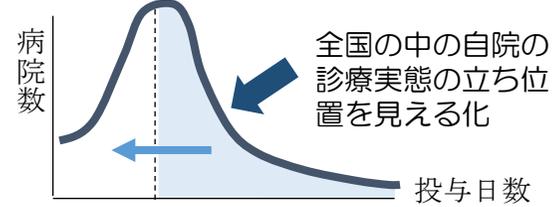
・2018年度までに300万人のデータを分析・活用をすることを目指す
・さらに、研究への活用を進める

事業等を実施(2015年度) 複数のデータベースの相互利用について研究

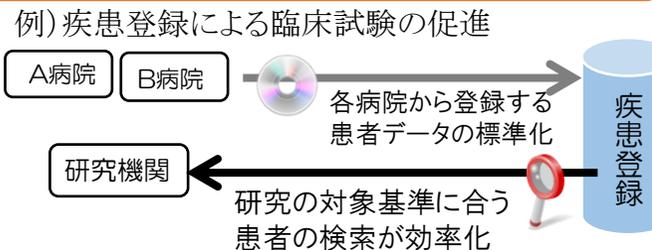
期待される効果

医療の質の向上 **コスト・経営の効率化**

例)手術後患者の**抗生剤投与日数**の分析



日本発の新薬、医療機器等の開発・安全対策



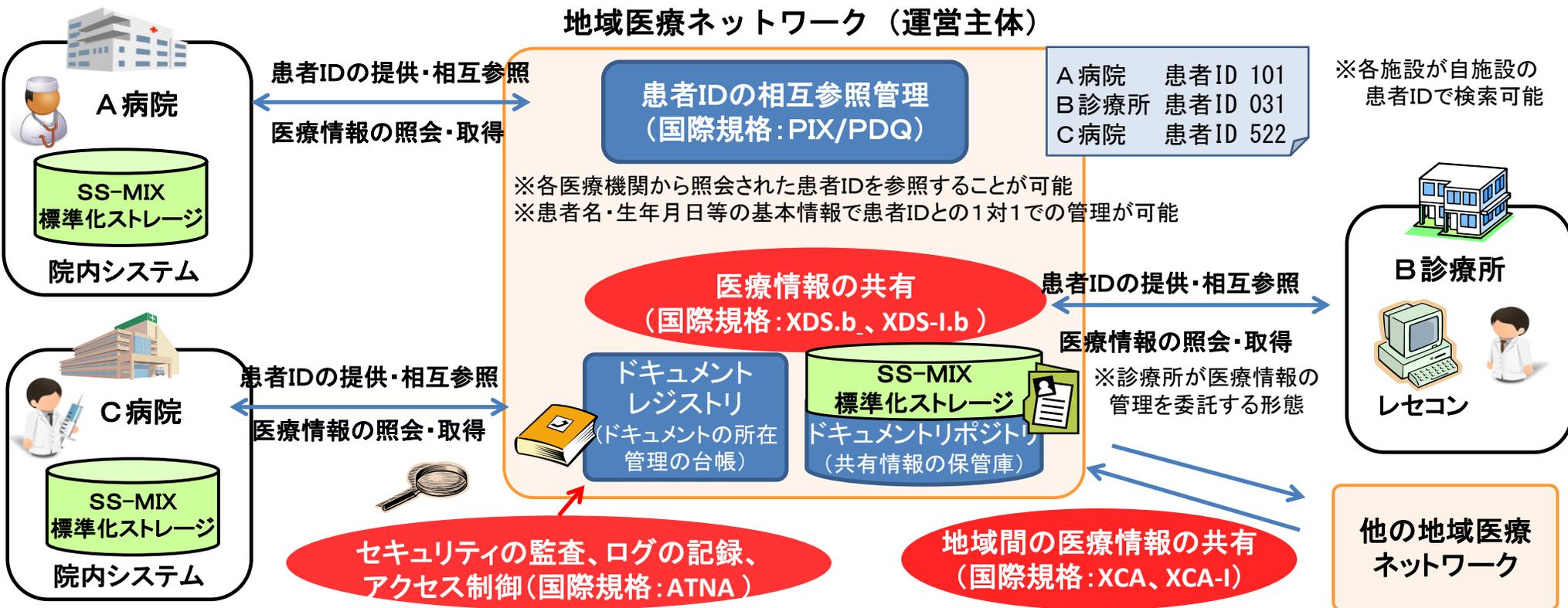
さらに...

データの提供者である患者への**メリットの還元**

医療機関の**自律的な経営や診療の向上**

国際標準規格を用いた医療情報連携基盤実装ガイド (2015年3月 JAHIS 保健医療福祉情報システム工業会)

○ 医療情報システムの相互接続性を推進する国際的なプロジェクトである I H E (Integrating the Healthcare Enterprise) では、地域医療連携に必要な患者 I D を相互に参照し、施設間で医療情報のドキュメントを共有するための規格を定めている。厚生労働省医療情報化等推進事業(平成25年度・26年度)の中で、JAHIS (保健医療福祉情報システム工業会) では、この国際標準規格を用いた情報連携の規格と実装のためのガイドを策定した(2015年3月)。



- P I X (Patient Identifier Cross-referencing) : 複数のシステムで別々に管理されている患者識別情報の整合性を確保し、各システムを越えた患者単位の検索を可能とする電文仕様。患者 I D で患者情報サーバに検索を行う
- P D Q (Patient Demographics Query) : 患者基本情報の照会の為の電文仕様。患者名などの患者基本情報で患者情報サーバに検索を行う
- X D S . b (Cross Enterprise Document Sharing) : 施設間で特定の患者の診療文書を共有する方法を提供するための電文仕様
- X D S - I . b (Cross-enterprise Document Sharing for Imaging) : 施設間で患者の画像ドキュメントを共有する方法を定めた電文仕様
- X C A (Cross Community Access) : 地域医療ネットワーク間で診療情報文書を共有する方法を提供するための電文仕様
- X C A - I (Cross-Community Access for Imaging) : 地域医療ネットワーク間で患者の画像ドキュメントを共有する方法を定めた電文仕様
- A T N A (Audit Trail and Node Authentication) : セキュリティ管理者による監査、ログの記録、アクセス制御等の監査証跡の仕組み

SS-MIX標準化ストレージ

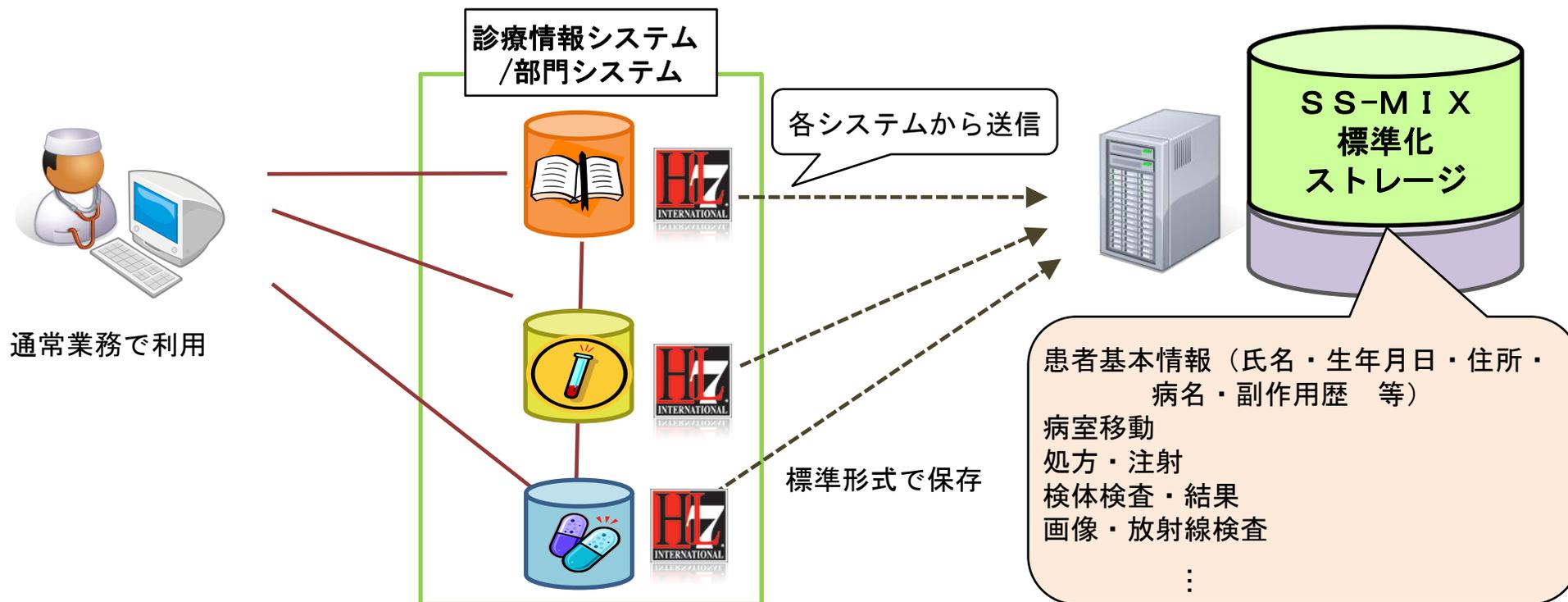
(Standardized Structured Medical record Information exchange)

*ストレージ:データの記録領域

- 「SS-MIX標準化ストレージ」は、医療機関の電子的診療情報を他のシステムと情報交換・共有できるように、診療情報を標準的な形式・コード・構造で蓄積・管理し、データとして保存する領域である「格納の仕様」と、保存領域へ提供するための「データの電文仕様」を定めた国内規格。この保存領域を「標準化ストレージ」という。

※医療機関の既存システムからは国際標準規約であるHL7の形式で受信

- 蓄積されたデータは、医療機関で採用している各ベンダのシステムの種別を問わず、様々なプログラムやシステムで利用可能となる。このため、地域連携基盤の構築、システム更新時の既存データの引き継ぎ、多施設にわたっての研究調査等での活用が期待されている。



※ データの「標準規格」の申し合わせが存在しても、実装時に解釈の幅があるような場合、送受信の双方が標準規格であると主張しても、通信してみると正しくないことが起こりうる。このため、国際的な標準規格によるデータを保存するための格納の仕様と電文仕様に基づく「標準化ストレージ」を作り、これを入口に各ベンダの製品が通信することで、ベンダ間での解釈のばらつきをなくして、情報交換できる仕組みを実現した (平成18年度厚生労働省電子的診療情報交換推進事業)。

日本再興戦略 改訂2015－未来への投資・生産性革命－(平成27年6月30日閣議決定)〈抜粋〉

総論 II 2 ローカル・アベノミクスの推進 ii)医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

国民の利便性向上という観点から、今回の成長戦略では、セキュリティの確保を徹底しつつ、2020年までの5か年間で「集中取組期間」として、医療等分野におけるICT化を徹底的に推進することとしている。

地域の医療等分野の現場における医療情報の共有・活用により、これまで情報の共有ができなかったこと等のために発生していた検査や処方等の重複を防止し、国民負担を軽減する。加えて、匿名化した医療等のビッグデータの活用も進めることにより、医療や介護とも密接に連携した健康・予防関連サービスが活性化する。さらに、診療に際して医師等が接する情報の量と質の向上等によりサービスの質自体も一層向上することで、国民の利便性は大きく向上していくこととなる。

また、医療・介護政策に関する質の高い情報分析やその結果の提供が可能となり、政策に関する国民各層での議論・理解が深まることや、世界に冠たる医療等分野でのデータベースの構築により医薬品等の安全対策の充実や研究開発の飛躍的な促進も期待されるなど、医療等分野のICT化の促進には、幅広い効果が期待されている。

IV.改訂戦略の主要施策例 2. ローカル・アベノミクスの推進 ii)医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

○ 医療等分野における番号制度の導入

・セキュリティの徹底的な確保を図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用し、医療等分野における番号制度を導入する。

【2018年から段階的運用開始、2020年までに本格運用】

・地域の医療機関間の情報連携や、研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取り扱いルールを検討する。【本年末までに一定の結論を得る】

○ 地域医療情報連携ネットワーク/電子カルテの普及促進

・2018年度までに、地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及を実現する。また、2020年度までに、地域医療において中核的な役割を担うことが特に期待される400床以上の一般病院における電子カルテの全国普及率を90%に引き上げる。

・上記の目標実現のため、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援策等を講じる。また、次期診療報酬改定時に、診療報酬におけるICTを活用した医療情報連携の評価の在り方を検討する。

○ 医療等分野政策へのデータ活用の一層の促進

・医療介護データの政策活用推進に向けた具体的施策と実施スケジュールを盛り込んだ「医療等分野データ利用プログラム(仮称)」を策定する。【本年度中に策定】

二 戦略市場創造プラン テーマ1:国民の「健康寿命の延伸」 (3)新たに講ずべき具体的施策

②医療・介護等分野におけるICT化の徹底

(略)

・マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入

公的個人認証や個人番号カードなどマイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入することとし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力に推進する。具体的にはまず、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、医療機関の窓口において個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とし、医療等分野の情報連携の共通基盤を構築する。また、地域の医療情報連携や研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールについて検討を行い、本年末までに一定の結論を得て、2018年度からオンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始し、2020年までに本格運用を目指す。

・医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進／地域医療情報連携(介護を含む。)等の推進

医療等分野でのデータの電子化・標準化を通じて、検査・治療・投薬等診療情報の収集・利活用を促進する。また、患者の利便性向上などの観点から、医療等分野の番号を活用した医療介護現場での情報連携の促進を図る。このため、2018年度までを目標に地域医療情報連携ネットワーク(病院と診療所間の双方向の連携を含む。)の全国各地への普及を実現するとともに、2020年度までに地域医療において中核的な役割を担うことが特に期待される400床以上の一般病院における電子カルテの全国普及率を90%まで引き上げ、中小病院や診療所における電子カルテ導入を促進するための環境整備を図る。

これらの目標実現のため、各都道府県が策定する医療計画等に地域医療情報連携ネットワークの今後の取組を記載することを促すとともに、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援策等を講ずる。また、次期診療報酬改定時に、診療報酬におけるICTを活用した医療情報連携の評価の在り方を検討する。あわせて、診療行為の実施結果(アウトカム)の標準化されたデジタルデータの構築、ネットワーク構築に係るシステム仕様等の標準化、クラウド化等により、ネットワークの構築コスト及び運営コストの低減を図る。

また、医療サービスの質の向上を図るため、患者本人が自らの医療情報を生涯にわたって経年的に把握し、健康管理に活用できるよう、特定健診データをマイナポータルを含むマイナンバー制度のインフラ等を活用し、2018年を目途に個人が電子的に把握・利用できるようにすることを目指し、まずは、保険者を異動した場合でも特定健診情報の円滑な引継ぎが可能となるよう、本年度中を目途にデータの引継ぎ方法等について検討を行い、結論を得る。

さらに、患者自身が服薬情報をいつでも、どこでも入手し、薬局薬剤師等から適切な服薬指導等を受けられるよう、本年度中に電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討を行い、2018年度までを目標とする地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及と併せて国民への普及を進める。

上記の特定健診データや服薬情報に加えて、患者本人が自らの生涯にわたる医療情報を経年的に把握できるようにするための方策について、来年度末までに検討し結論を得る。その他、在宅医療・介護分野における多職種が共有すべき情報項目等の標準化に向けた取組を進める。なお、上記目標については、次世代医療ICT基盤協議会において達成状況等を随時点検する等、PDCAによる不断の見直しを行うこととする。

・ **医療介護政策(医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化等)へのデータの一層の活用**

更なる健康長寿社会の実現を目指して、データに基づく保健指導など保険者機能の強化、データベース分析を活用したベンチマーキングなどを通じた医療介護の質の向上や医療介護費用の適正化、大規模医療情報の収集・分析等による創薬等の研究開発環境の整備や医薬品等の安全対策の推進など、医療等分野における番号制度の導入等を契機として、適切なルールの下、医療介護データの政策活用を飛躍的に推進する。

このため、2020年までを目標に、国等が保有する医療等分野の関連データベースについて、患者データの長期追跡及び各データベース間での患者データの連携を実現するための基盤整備を図ることとし、可能なものから順次進める。

さらに、これらのデータを活用した医療の標準化や質の評価の仕組み、費用対効果分析や医療介護費用の適正化、地域における医療機能の分化・連携に資する分析、研究開発(臨床研究、コホート研究等)、医薬品等の安全対策等の活用方策(情報の取扱いに関するルール等の検討も含む。)についても併せて検討する。

これらの実現に向けた具体的施策と実施スケジュールを盛り込んだ「医療等分野データ利活用プログラム(仮称)」を本年度中に次世代医療ICT基盤協議会において策定する。また、各種データベースの運用や情報の収集・分析などを含め、医療等分野の情報の活用を一元的に担う司令塔機能の強化を図る。

参考資料 2

(マイナンバー制度関係)

マイナンバー制度の仕組み

- マイナンバー制度は、①悉皆性と唯一無二性が確保された付番、②各行政機関等が保有・管理する個人に関する情報の連携・活用、③本人による個人番号の真正性の証明（本人確認）の仕組みによって構成される。

◎個人に

- ①**悉皆性**（住民票を有する全員に付番）
- ②**唯一無二性**（1人1番号で重複の無いように付番）
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**（見える番号）
- ④**最新の基本4情報**（氏名、住所、性別、生年月日）と**関連付けられている**

新たな「**個人番号**」を付番する仕組み

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み

①付番

②情報連携

③本人確認

◎**複数の機関間において**、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している**同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

（※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く）



◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

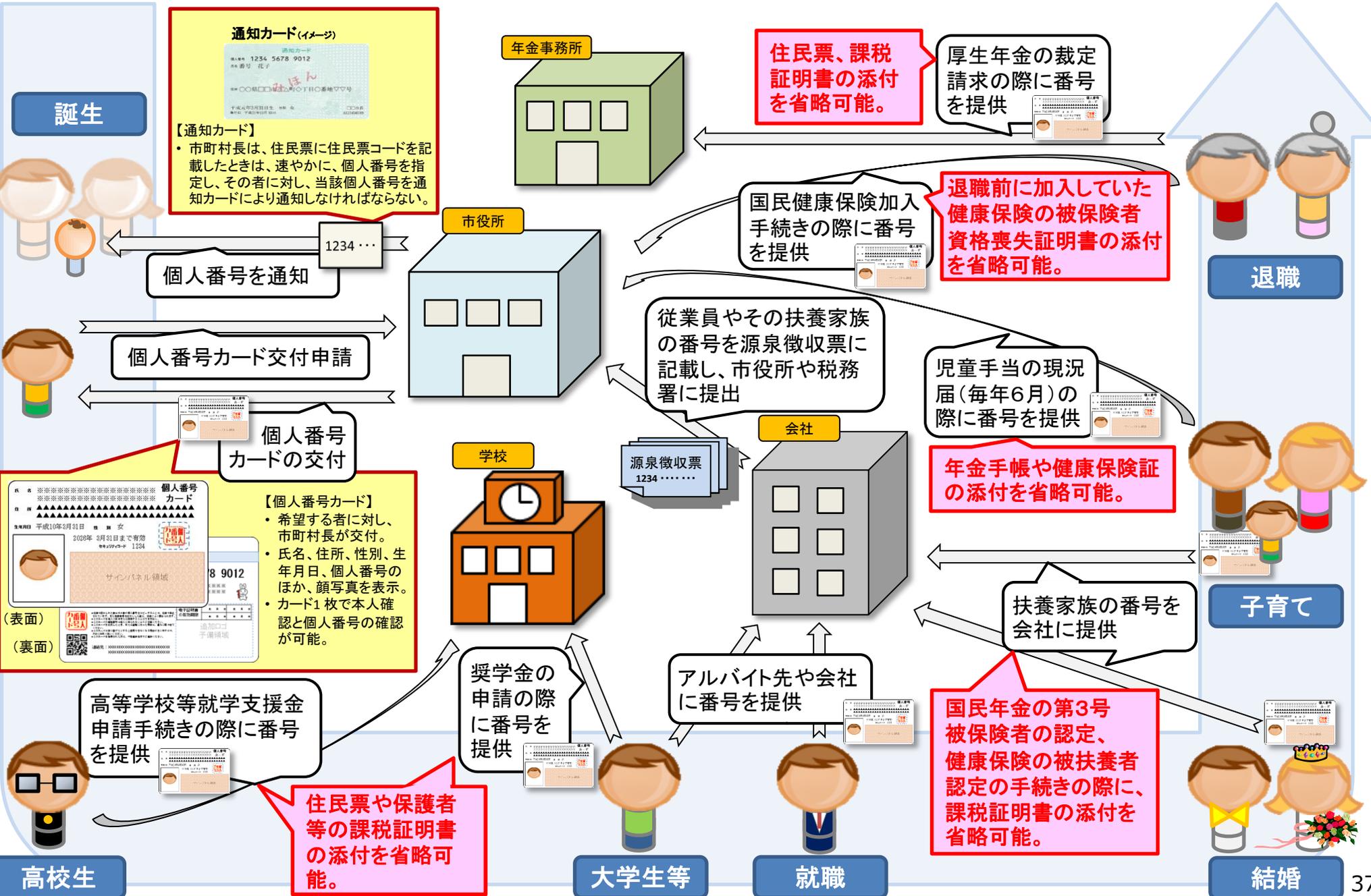
◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <p>○住民票コードの券面記載なし</p> <p>○顔写真は選択制</p>	 <p>表面(案)</p> <p>裏面(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討)</p> <p>○顔写真を券面に記載</p>	 <p>(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載</p> <p>○顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>○即日交付又は窓口にて2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合)</p> <p>○交付事務は自治事務</p>	<p>○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送やオンライン等で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</p> <p>○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:無料</p> <p>○有効期限が設けられている</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:なし</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>
3 利便性	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用</p> <p>○個人番号を確認する場面で番号法上義務付けられている本人確認に利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)</p> <p>○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用</p> <p>○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能</p> <p>(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

個人番号の利用例について



誕生

通知カード(イメージ)

通知カード
No. 1234 5678 9012
姓 氏 子

【通知カード】
・市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

個人番号を通知
1234...

個人番号カード交付申請

個人番号カードの交付

個人番号カード

【個人番号カード】
・希望する者に対し、市町村長が交付。
・氏名、住所、性別、生年月日、個人番号のほか、顔写真を表示。
・カード1枚で本人確認と個人番号の確認が可能。

個人番号カードの交付 (表面)

個人番号カード (裏面)

高等学校等就学支援金申請手続きの際に番号を提供

高校生

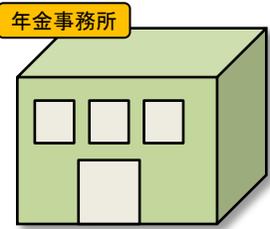
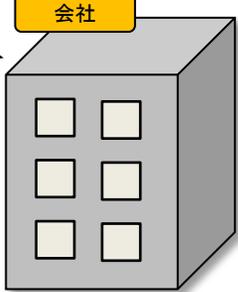
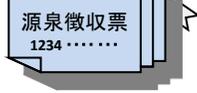
住民票や保護者等の課税証明書の添付を省略可能。

奨学金の申請の際に番号を提供

大学生等

アルバイト先や会社に番号を提供

就職



住民票、課税証明書の添付を省略可能。

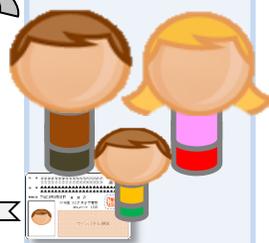
厚生年金の裁定請求の際に番号を提供



退職前に加入していた健康保険の被保険者資格喪失証明書の添付を省略可能。

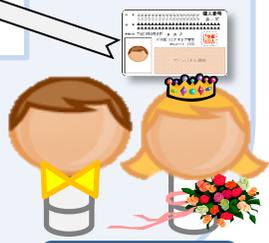
国民健康保険加入手続きの際に番号を提供

児童手当の現況届(毎年6月)の際に番号を提供



年金手帳や健康保険証の添付を省略可能。

扶養家族の番号を会社に提供



国民年金の第3号被保険者の認定、健康保険の被扶養者認定の手続きの際に、課税証明書の添付を省略可能。

民間企業における番号の利用例

BUSINESS

有識者など



個人番号
1234.....

個人番号の提示

原稿執筆依頼
原稿料の支払い

会社

法人番号
9999.....

源泉徴収
票の作成

- ・雇用保険被保険者資格取得届の作成
- ・健康保険被保険者資格取得届の作成
- ・厚生年金保険被保険者資格取得届の作成

従業員の給与・福利厚生

従業員



個人番号の提示

個人番号
5678.....

給与の支払い
年金・健康保険・雇用保険などの保険料の徴収

報酬等に係る
支払調書の提出
(個人番号・法人
番号を記載)

支払調書(イメージ)

支払を 受ける者	個人番号	1234.....	氏名	〇〇太郎
支払者	法人番号	9999.....	名称	株式会社××

税務署・市町村



源泉徴収票の提
出(個人番号・法
人番号を記載)

被保険者資格取
得の届出などの社
会保険関係手続き
(個人番号・法人
番号を記載)

年金事務所
健康保険組合
ハローワーク



被保険者資格取得届(イ
メージ)

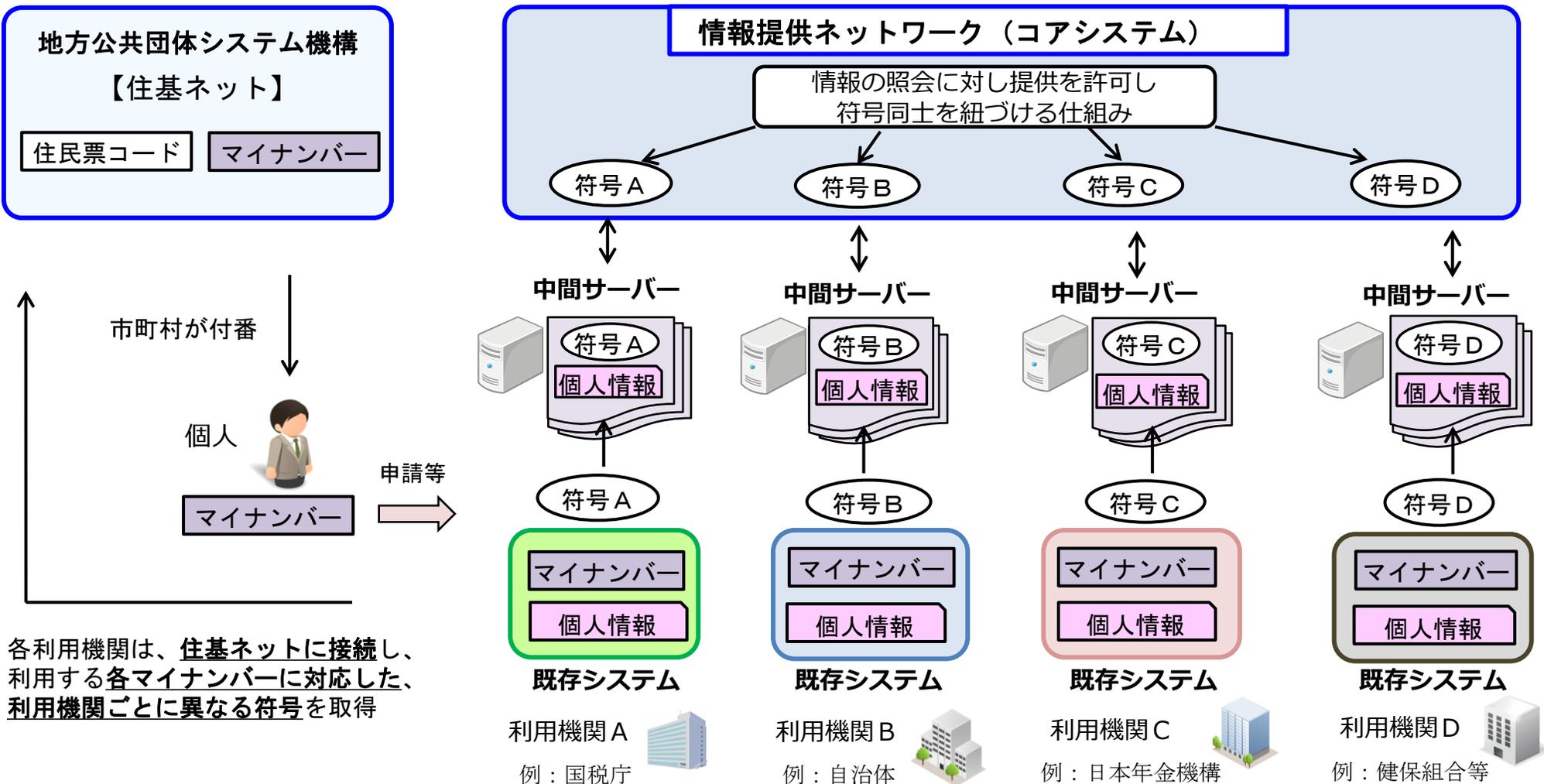
個人番号	被保険者氏名	資格取得年月日
5678.....	番号 一郎	25.4.1
9876.....	× × 花子	25.4.1

法人番号 9999.....
名称 株式会社××

マイナンバー制度における情報連携の仕組み

- 番号制度の情報連携は、①マイナンバーを直接用いず、各機関ごとに振り出された符号を利用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止する、②情報連携の対象となる個人情報、各利用機関の既存システムから中間サーバーに収載し、照会に対し自動的に提供する、安全で効率的な仕組みとしている。

平成29年7月～ 地方公共団体・医療保険者の情報連携



各利用機関は、住基ネットに接続し、
利用する各マイナンバーに対応した、
利用機関ごとに異なる符号を取得

情報提供等記録開示システム (マイナポータル)

政府は、法律施行後1年を目途として、
情報提供等記録開示システムを設置する。(番号法附則第6条第5項)



情報提供等記録開示
システム主要3業務
(イメージ)

情報提供等記録表示業務

自己情報表示業務

お知らせ情報表示業務

自分の特定個人情報をいつ、誰が、
なぜ情報提供したのを確認する機能
(附則第6条第5項)

行政機関などが持っている自分の特
定個人情報について確認する機能
(附則第6条第6項第1号)

一人ひとりに合った行政機関などか
らのお知らせを表示する機能(附則
第6条第6項第2号)

マイナンバー制度における安全・安心の確保

制度面における保護措置

- ・ マイナンバーを用いた手続きでは厳格な本人確認を義務付け

各種給付申請等の場面において、行政機関等が本人からマイナンバーの提示を求めるときは、なりすまし防止のため、本人の身元確認と、マイナンバーが正しいかどうかの番号確認を行うこととしており、万が一、マイナンバーが漏洩した場合であっても、マイナンバーのみでは、給付の申請、年金の受給、公的医療保険の加入手続き等の行政手続きを行うことはできない。

- ・ マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止
- ・ 第三者委員会(特定個人情報保護委員会)による監視・監督
- ・ 罰則の強化
- ・ 行政機関による情報のやり取りの履歴はマイナポータルを用いて確認可能

システム面における保護措置

- ・ 個人情報は一元的に管理せず、行政機関ごとに分散して管理
- ・ 行政機関が情報をやり取りする際には、マイナンバーを直接用いず、暗号化した連携符号を利用

マイナンバーによって芋づる式に本人の情報が突合されることを防止している。

- ・ システムへのアクセス制御によりマイナンバーを利用するシステムへアクセスできる人を制限、アクセス記録を管理
- ・ 通信の暗号化

個人情報保護法による措置とマイナンバー制度による措置の比較

	個人情報保護法による措置	番号法による措置
保護対象	<p>「個人情報」（個人を特定できる情報）</p> <p>※ 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p>	<p>「個人番号」、「特定個人情報（個人番号※をその内容に含む個人情報）」</p> <p>※ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。</p>
保護措置	<p>（利用・提供に関する制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たり、利用目的をできるだけ特定しなければならない。個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければならない ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えての個人情報の取り扱うことを禁止。法令に基づく場合等を除き、本人の同意を得ないで第三者に個人データを提供することを禁止 <p>（安全管理措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報取扱事業者は、利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない ・ 個人データ（個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを、構成する個人情報）の漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない ・ 安全に個人データを管理するため、従業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、個人データの取扱いについて委託する場合には、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない <p>（監視・監督等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正な個人情報の取扱い（漏えい等）があった場合、主務大臣が権限行使（報告の徴収・助言、勧告、命令） <p>（罰則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 	<p>（利用・提供に関する制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人番号の利用範囲をマイナンバー法に限定列挙し目的外利用を禁止</u> ・ 特定個人情報の提供は、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携等のマイナンバー法に規定する場合を除き、禁止 ・ 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止 ・ 情報連携に必要な場合等のマイナンバー法に規定する場合を除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイル※の作成を禁止 ※ 特定個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの <p>（安全管理措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施</u> ・ 個人情報は一元管理ではなく、従来どおり各行政機関等が分散管理 ・ 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芽づる式の漏えいを防止 ・ アクセス制御により、マイナンバー法が規定しない情報連携を防止 ・ 個人情報及び通信の暗号化を実施 ・ 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保 <p>（監視・監督等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定個人情報保護委員会による監視・監督（助言・指導・勧告・命令等）</u> ・ 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求 <p>（罰則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>罰則の強化</u> 例）・ 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役又は200万円以下の罰金 ・ 特定個人情報保護委員会の命令に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金 など